

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年3月1日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同月15日から同年4月4日まで縦覧に供する。

平成24年3月9日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
丸亀市飯山町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 西ヶ鼻地区	丸亀市産業文化部農 林水産課
〃	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 三ノ池地区	〃
坂出市松山土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (樋門改修事業) 三ヶ庄4号地区	坂出市建設経済部産 業課
坂出市府中町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 額中地区	〃
善通寺市土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (貯水池改修事業) 買田池地区	善通寺市農林水道部 土地改良課
仲南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 佐文地区	まんのう町建設土地 改良課
〃	単独県費補助土地改良事業 (ため池改修事業) 中谷上池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 南照井地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業 (水路改修事業) 照井地区	〃
琴南町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 川東地区	〃